

議案第65号

京丹後市都市拠点等整備まちづくり推進基金条例の制定について

京丹後市都市拠点等整備まちづくり推進基金条例を別記のように定める。

令和3年6月10日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点及び地域拠点の整備を円滑に進めるため、本基金を設置するものである。

(別記)

京丹後市都市拠点等整備まちづくり推進基金条例

(設置)

第1条 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点及び地域拠点の整備を推進するため、京丹後市都市拠点等整備まちづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第65号 京丹後市都市拠点等整備まちづくり推進基金条例の 制定について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	---	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点及び地域拠点の整備を円滑に進めるため財源確保を図る必要があり、本基金を設置するものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
	<<財源措置の状況>> (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	R3 100,000					100,000
<<政策等の必要性>> 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点及び地域拠点の形成に向け、SDGsの達成やSociety5.0、脱炭素社会の実現等の世界的潮流も踏まえ、市民が未来への活力を創造できる魅力的で持続可能なまちづくりのグランドデザインを検討・推進する必要がある。また、山陰近畿自動車道大宮峰山道路の延伸及びそのアクセス道路の開通等を含め、都市拠点及び地域拠点の整備を円滑に進めるため、本基金を設置するものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 今後とも基金積立を継続していくことにより、SDGsの達成やSociety5.0、脱炭素社会の実現等の世界的潮流も踏まえ、市民が未来への活力を創造できる魅力的で持続可能なまちづくりのグランドデザインを検討、具体化していくための財源確保を図ることができる。					
<<提案に至るまでの経緯>> 令和3年5月12日 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>>					
	総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称	京丹後市都市計画マスタープラン				
	策定年度	平成28年度				
	計画期間	平成28年度～令和6年度				
	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
<<政策等の実施時期>> 公布の日から施行する。	市長公室	政策企画課	有 無			